公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７２号
三重県三重郡菰野町大字菰野3960番地
債務者　菊池　　彩
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
三重県桑名市大字大福311番地１　Ｇプラザ大藤401号
債務者　日野　直美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目５番７号　阪上コーポ201、前住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目15番地の２
債務者　佐々木里枝
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２２号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番８―19号、前住所兵庫県川西市美園町５番14―105号
債務者　森下　　寿
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２３号
兵庫県伊丹市池尻１丁目90番地　アドラブール210号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目69番地４　ガーデンコート緑ケ丘201号
債務者　斉藤　正貴
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３７号
兵庫県伊丹市西野６丁目29番地５
債務者　餅　　愛子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３８号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目７番32―305号
債務者　星加ゆきみ
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９７４号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番41号　辻本方
債務者　作山　和江
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０００号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目56番地　シャトーイマイ405号、前住所大阪市東淀川区上新庄３丁目20番３号
債務者　稲木志津香
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１６号
兵庫県尼崎市潮江５丁目１番20―104号
債務者　田中　重雄
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県洲本市五色町都志万歳1018番地46
債務者　木浪　孝直
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第７４号
鳥取県境港市蓮池町34番地２
債務者　井上　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６０号
鳥取県米子市日ノ出町１丁目14番61号
債務者　岩田　　理
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６１号
鳥取県米子市日ノ出町１丁目14番61号
債務者　岩田ひろみ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６５号
鳥取県米子市西福原１丁目１番22号
債務者　奥本　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９５号
鳥取県日野郡日野町三土65番地１
債務者　長谷川美喜
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９８号
鳥取県米子市和田町1450番地３　セジュール平井202号
債務者　井田希実子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部